

2024-4 税務・労務・法務情報

納税簡素化法（RA11976）IRR公布について

法律の定めに従い、法施行に必要なIRRが公布されました。6本のRR（2024-03～08）に分割されています。

最初に本法律に関する弊所のコメントをまず下記しておきます。

1. 予想通りの大混乱になりそうです。とても簡素化を図るといような結果にはなっていません。納税者に新たな負担を生じさせています。
2. 同様なことが「租税条約適用申請手続き」改定の際にも起こっています。「納税者側の要請に基づき改善した」との当局アナウンスでしたが、ふたを開けてみると提出書面が爆増したという苦い経験があります。
3. 日頃、悪法に対しては抵抗できるところは抵抗しましょうという姿勢で税務アドバイスをを行っておりますが、今回の改悪についても来年度以降の税務調査での調査官の指摘内容を見ながら適宜アドバイス差し上げます。

（今回発出されたRevenue Regulation）

- ① RR2024-03 「VAT関連」
- ② RR2024-04 「申告納税手続き関連」
- ③ RR2024-05 「VAT還付請求関連」
- ④ RR2024-06 「中小企業罰則軽減関連」
- ⑤ RR2024-07 「登録手続き及び請求書発行関連」
- ⑥ RR2024-08 「納税者区分関連」

* 法律条文と同じことを繰り返しているだけという部分も結構あります。

① 押さえておきたいポイント

1. VAT整理上、物品販売と役務提供とも、全て「発生主義」<請求書発行主義>に変更された
2. 1年以上の役務提供契約の場合は、毎月（役務提供月）の請求書発行が義務付けられることになった。
3. VAT還付請求において、BIR承認・還付後にCOAの判断により、一部還付が取り消されるという納税者側の将来リスクが生じる事態となった。
4. 新規則発効前の役務提供取引について、新規則発効後に回収する場合は、新規則様式による請求書を追加発行しなければならない。

② 押さえておきたいポイント

源泉徴収義務の発生するのはいつか？について、債務確定主義に統一された。しかし、Top Withholding Agent。（全ての取引に源泉徴収義務を課すというとんでもない制度）は存続しています。

* ③～⑥は来月号において解説します。